

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争 (上)

川 口 高 風

一 諦忍と俊鳳の著作

諦忍律師は、八十二歳で示寂（天明六年六月十日）する一年前の天明五年（一七八五）四月二十三日、『獅子林漫筆』を著わした。本書は『国書総目録』『仏書解説大辞典』などの目録類には一切紹介されていないが、八事文庫の「西山・四十八・写・一〇七」に諦忍自筆本を所蔵している。「獅子林」とは八事山興正寺の東山にあった堂宇⁽¹⁾のことで、獅子林において某客の質問に諦忍が答えたものをまとめたものである。本書の序をみると、
頃日^{コノヒ}林下^{コノキ}雨頻^{シメ}ニメ四望^シ閑寂^シタリ。偶^{タマシク}客来^{キヤク}テ懐中^{クワイチュウ}ヨリ一書^{ヒトツキ}ヲ出シテ曰。是^{コレ}新刻^{シンキツ}ナリ。京都^{キョウト}法類^{ホウライ}ヨリ到来^{ライライ}ス。則チ

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争 (上) (川口)

洛北^{ワキ}祥光^{ショウカウ}寺俊鳳^{シュンブウ}妙瑞^{ミョウスイ}ノ所述^{ショクジ}ニメ名ヲ略述^{リョクジツ}大乘^{ダイジョウ}戒義^{ケイギ}ト号^{ナヅケ}ス。吾^{ワガ}儕^{セイ}読^{ヨミ}レ之^ノトイヘ^ニ通^{ツウ}ゼザル^{コト}多^シシ。因^{ユヘ}テ師^シニ就^{ツク}テ問^トント欲^スス。乞^{コト}コレヲ聽^キ許^セヨト。則チ其書^{シノ}ヲ取^リテ電覽^{デンガン}一過^ニメ客^{キヤク}ニ答^{コタ}テ曰。此書^{コノ}ニ論^{ロン}スル所^ト容易^{ユウイ}ノ事^{コト}ニ非^ズス。是^{コレ}古今^{コキン}ノ難^{ナン}関^{カン}ナリ。子ガ通解^{ツウゲ}セザルモ尤^{モト}ナリト。因^{ユヘ}テ客^{キヤク}逐^{ツク}一ニ之^ノヲ問^ト。予^{ヨリ}又^{マタ}逐^{ツク}一ニ之^ノヲ答^{コタ}。客^{キヤク}ノ曰。予^{ヨリ}生^ム質^{シツ}記憶^{キキョク}ナシ。請^{コト}筆^{ヒツ}メ賜^{タマ}ラバ幸^{サイ}甚^シナラント。爰^{コト}ニ於^ニテ筆^{ヒツ}ヲ操^トテ之^ノヲ記^キス。時^{トキ}維^イ天明^{テイメイ}五年^{ゴネン}四月^{シツゲツ}廿三日^{ニニチ}ナリ。

とあり、某客が新刻された俊鳳妙瑞の『略述大乘戒義』における理解できない点を諦忍へ質問したのであった。そこで、諦忍は通読して問いに答えたが、客の要望により執筆したことが明らかになる。

内容は『略述大乘戒義』の主張をあげ、それに対する客の質問とそれに対する諦忍の答があげられている。その問答は九ヶ所にわたっているが、その後には諦忍の著作に対して反駁したものが続いている。それは第一に、密門の『真言宗持物図釈』における『梵網經要解』の批判、⁽²⁾続いて随天の『大経曼荼羅開檀記』における『坐具顕正録』への批判がある。なお、この二点の批判は諦忍の『空華談叢』巻之四の「附録追加」にもみえる。『空華談叢』は天明六年に刊行されたため、天明五年に著わした本書が草稿であり、『空華談叢』は後に整理されて刊行されたものである。

ところで、『略述大乘戒義』に対する反駁書として『円戒琢磨決』がある。本書の著者は「林下無名子著」とあるが、無名子とは誰を指すか不詳であった。ところが、徳田明本氏の『律宗概論』(昭和四十四年十月 百華苑) 六三九頁において、諦忍をとりあげている所で、

また、『円戒琢磨決』を著して円戒を批判し南都の義を主張した。この書は管見に入らないが、浄土俊鳳がこれを破している。

と紹介されている。また、同氏の『律宗文献目録』(昭和四十九年八月 百華苑) 七十七頁にも

円戒琢磨決

②二巻 ③大 ⑤諦忍 ⑧天明五(一七八六)年尾州永楽屋刊 ⑨法明院、法然院、正大 ㊦

とあり、諦忍の著作と指摘しているのであった。『円戒琢磨決』は最後に「維皆天明第五竜集乙己仲夏黒月褒灑陀日閣筆」とあるため、天明五年五月末日の褒灑陀日(布薩日)に閣筆したものである。ただ、八事文庫所蔵本(西山・三・ギヤ・三十七)は奥付がないため、出版年次や出版者などは明らかにならないが、徳田氏によれば、尾張の永楽屋より刊行された版のあることが指摘されている。⁽³⁾したがって、諦忍は四月二十三日に『獅子林漫筆』を著わし、五月末日に『円戒琢磨決』を著わしたことになる。

そこで、徳田氏の指摘に導かれて俊鳳の著作をながめ、そこから『円戒琢磨決』に対する反駁書を求めたところ『大戒増暉篇』を見出した。本書は刊行されておらず、書写本が大谷大学図書館に所蔵されていた。大谷大学図書館蔵本を筆写した人は明らかにならないが、書入れや訂正な

どのあるところから俊鳳の自筆とは考えられない。その序をみると、本書は天明七年一月十八日に俊鳳が著わしている。そして、「無名子」について頭注が付いており、それには、

琢磨決二卷印本現行八事山諦忍師作也

とあって、『円戒琢磨決』が諦忍の著作であることを指摘しているのであった。これは徳田氏の指摘を裏付ける貴重な頭注である。したがって、『円戒琢磨決』は天明五年五月下旬に著わされて以来、俊鳳が『大戒増暉篇』を著わした天明七年一月迄の間に刊行されたものであることも明らかにするのである。『獅子林漫筆』も『円戒琢磨決』も諦忍の伝記資料では全く指摘されておらず、著作としても紹介されていなかった。しかし、徳田氏の指摘から一歩進んで諦忍の著作であることが確証できたのである。

では、俊鳳が諦忍の『円戒琢磨決』に対して反駁した意図を序によってみると、

我吉水大師、復興円戒立菩薩僧也、史籍所載、
粲然可下以觀上矣。苟踵其武者、誰不遵習之哉。然
叔世之弊、間有下藐視菩薩僧者、以故、余述大乘戒

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争 (上) (川口)

義一排之。於焉、夙聞有執小僧、誦之、謬以為詞小
律者。而不能自辨之。乃託無名子者、破之。無名
子即撰円戒琢磨決、以応其需。比屬余偶得其書、焚
郷読之。即察下無名子粗知中声聞僧外、有菩薩僧、声聞
戒外、有上菩薩戒焉。想夫無名子、非具択法眼、則
安能得至于此乎。然子本是共乘大士、而未学別円
菩薩大儀。是以心頭猶有鎖と疑团。因今一挙問、琢
磨大乘戒義。於戯荷法之情、足以感歎矣。余既老邁、
識見荒蕪、多病多惱、命遇蚤莫、宜学念株一串、旧家
門流。何須操觚、決一択。其可否耶。雖然、遠慮後
昆学者、為之惑乱、不可下後忍、拱手視之。遂至下
立雉羽滅火之志、而忘中螳臂当轅之誚。乃遂其難問、
以設之答釈。实是琢磨之功、増益大戒徳暉焉。以故
題之曰大戒増暉篇云尔。天明七年丁未孟春十八日 仮名
菩薩僧 俊鳳瑞 操觚於洛東紫雲山下蔡華堂

とあり、法然が円頓菩薩戒を復興して菩薩僧を立てた。しかし、後世、菩薩僧を蔑視する者が出たため『略述大乘戒義』を著わして反駁した。それに対し、無名子(諦忍)が『円戒琢磨決』を著わして批難していることを知り、一読

してみると、無名子は声聞僧以外に菩薩僧のいること、声聞戒以外に菩薩戒のあることを知っているが、法眼を具えていない。無名子は共大小乗の人で、未だ別円の菩薩戒を学んでいない。そのため、疑問のある一々をあげて琢磨してみた。俊鳳は老人で識見もなく多病であるため、後人が可否を決して惑乱しないように難問に対して答釈を行うが、これは琢磨の功が大戒を増益するところから『大戒増暉篇』と題したというのである。

このようにみていると、俊鳳が『略述大乘戒義』を著わすや諦忍が『獅子林漫筆』と『円戒琢磨決』を著わして反駁した。さらに諦忍の反駁に対して、俊鳳は『大戒増暉篇』を著わして再度反駁している。しかし、諦忍は『大戒増暉篇』の著わされる前年の天明六年六月十日に示寂したため、俊鳳に対する再度の反駁は行われず論争は終わったのである。

1 『獅子林漫筆』の末尾に「八事山獅子林五十八夏諦忍八十一歳書」とあることや八事文庫文書二四九三には「空華道人於獅子林中啓空華庵賦不絶見示因以奉和」とあって、獅子林中の空華庵において賦している。また、興正寺開山天瑞円照

代の元禄九年四月の境内図をみると、東山の日堂の南側に獅子林が記されている。

2 『梵網經要解』に対する密門の『真言宗持物図釈』における批難は、拙稿「諦忍律師の『梵網經要解』の姿勢と論争」(平成二年五月「日本仏教学会年報」第五十五号)において考察した。

3 徳田明本『律宗文献目録』における「尾州永楽屋刊」の指摘は、すでに渋谷亮泰編『昭和天台書籍綜合目録』上巻の三五二頁において指摘されており、それを徳田氏は踏襲したものであろう。

二 『略述大乘戒義』について

『略述大乘戒義』を著わした俊鳳妙瑞の詳しい伝記は明らかにならない。しかし、江戸中期より末期の浄土宗西山派の学僧で、自序を「洛東紫雲山下蔡華堂」において記しているところから、黒谷金戒光明寺の山下に居住していたようである。『略述大乘戒義』を始め天台、真言、禅などを研精した多くの著作⁽¹⁾があり、特に三井寺の敬光顕道や浄土宗の義聞、義柳、慈雲などと交流⁽²⁾して大乘戒の復興を志した。本書は俊鳳の自序が天明二年十一月に書かれており、

禅林寺の靈空の序と門人の宝幢による跋が天明三年九月に記されているところから、成立年次は天明二、三年頃である。なお、「京兆内野祥光寺藏版」とあるところから、書肆よりの刊行ではなく祥光寺の私家版である。

内容は上下二巻より成り、上巻は二十四項、下巻は三十六項の計六十項について大乘戒の要義を示している。何れも大乘戒の重要な項目で、自序などによれば、法然が円頓菩薩戒を復興されて以来、六百年を経過したが、その間、法然の大乘戒の精神を忘却して軽視し、小乗戒を重視している。そのため、法然の門流は祖師の正しい伝燈の立場に立脚して伝承の正意を明らかにせねばならず、門下の請によって本書を著わしたという。したがって、項目は法然の真意を伝えるために選んだもので、経疏によって円頓大戒の要義を明らかにしたのである。また、その後の浄土宗の円頓戒の解釈は専ら本書に依準したようである。

ところで、諦忍は『獅子林漫筆』と『円戒琢磨決』において、『略述大乘戒義』に反論した。そこで、諦忍の批難を順序立ててナンバーをつけ『略述大乘戒義』の項目と対照してみると、

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争 (上) (川口)

	『略述大乘戒義』	『獅子林漫筆』	『円戒琢磨決』
(上巻)	仏門通軌 直往迂回 西方三寺 大乘出家 通受別受 菩薩七衆 比丘名称 具足受戒 色心戒体 捨戒二縁 一得不失 大小差別 学小違大 新学旧学 相待絶待 大小坐次 形儀不定	7	5
(下巻)	人法二縁 懺悔罪障	21 18 6 22 19 4 23 20 17 5 3 2 1	26 27 28 25 24 29
		34 35 31 36 33 32 37 38 39 40	2 1

受戒遮難	五十八戒	半月布薩	十八種物	菩薩食法	円戒弘伝	釈通疑難
	9	8	6			
	19	12	9			
	13	10	7			
	14	11	8	6	4	3
	15				5	
	16					
	17					
	18					

となる。『獅子林漫筆』は九項、『円戒琢磨決』は二十三項で、最も多い批難は「通受別受」であることが明らかになり、戒法伝授形式における従他受法と自誓受法の解釈の相違が中心となっている。八事文庫蔵の『略述大乘戒義』(東山・十三・ス・三十七)は、諦忍による朱筆の書入れなどがある。諦忍は本書によって批難したのであるが、『円戒琢磨決』においてとりあげた批難箇所には、自筆で「琢磨云々」と指摘している。しかし、『獅子林漫筆』における批難箇所には、特に注などは付されていない。そのため、諦忍は『獅子林漫筆』を著わした後、『略述大乘戒義』を熟読して、一層細部にわたって批難を行い、『円戒琢磨決』を著わしたものと考えられる。

- 1 俊鳳の著作は泉学洋編「浄土宗西山派学匠著述目録」(昭和十二年三月「西山学报」第九号附録)によれば、安心弁惑、円頓菩薩戒初導開、願行具足義、閑言語、葵華随筆、西方径路、祥光寺日用略記、浄土円戒弁疑、浄土円戒弁疑講録、西山復興篇、選択集順正記、即便往生義、大戒増暉篇、天台戒疏折衷、東林教誡、菩薩学則要記、宝鏡三昧妄想、菩薩行事略記、菩薩重軽略解、洛東禅林寺変相弁疑、略述大乘戒義など計二十一典籍があげられている。『国書総目録』によれば、その他、「一遍上人語録諺釈」、「撰心一行篇」もみえる。
- 2 恵谷隆戒『改訂円頓戒概論』(昭和五十三年十二月 大東出版社)一八八頁による。

三 論争の内容

次に、『円戒琢磨決』における諦忍の批難の問いに対して『略述大乘戒義』の本文をあげ、さらに、『円戒琢磨決』に対する俊鳳の答を対照して要旨をみてみよう。また、『獅子林漫筆』における『略述大乘戒義』に対する問答は別にとりあげる。なお、要旨において『略述大乘戒義』は⊙、『円戒琢磨決』は⊕、『大戒増暉篇』は⊗と略称した。

順④の序	1	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
		梵網經云。諸仏子聽。十重四十八輕戒。三世諸仏。已誦當誦我今亦如是誦。	問當誦下非脱。今誦字乎	答云戒義既刻校正。印本脱字誤字非唯一二乃命書林者改正。然書林者已為冊子一行于世者幾二百部難奈之。何是以講録中弁定之。今此所引梵網是取意文先舉諸仏後舉菩薩者以義便。然故又舉積尊今誦。知諸仏今誦者以三仏と道同。故是故縱畧今誦二字亦無巨害乎

諦忍は略にとりあげた『梵網經』の「當誦」の下に、正させる。しかし、すでに公刊されているため講録で弁じ「今誦」が脱けているという。それに対し、④では略の刊た。ここにあげたのは『梵網經』の取意で、「今誦」がな本を校正すると脱字誤字は一、二でない。書林に命じて改くても大害はないと答えている。

順④の序		『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
		直往菩薩。不由小來。直往入大。故名頓悟。迂回菩薩。從小而來。迂回入大。故名漸悟。如梵網經。為直往菩薩說之。如善戒經。為迂回菩薩說之。	問梵網經為不由小來直往頓悟菩薩上說之者未詳。何者經云一切有心者皆心攝。二乘有。心奚簡之耶。又云。若受。一者國王王子百官宰相比丘比丘尼十八梵六欲天子庶民黃門姪男姪女奴婢八部鬼神金剛神畜生乃至變化人但	答云呼無名子未識梵網為直往菩薩。說之可怪之甚。豈不見天台戒疏云。於三教中。即是頓教。明。二。性。常住。一。乘。妙音。所被之人。唯為。大士。不。為。二。乘。華嚴云。二。乘。在。座。不。知。不。覺。以下。大士。階位。非。二。乘。所。行。制。戒。重。輕。非。小。乘。所。學。文。此。中。既

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争 (上) (川口)

解^ス法^ノ師^ノ語^ニ尽^ク受^リ得^ク戒^ニ皆^中名^ノ第^一清^淨者^ト
 二^ニ乘^ノ豈^レ不^レ能^ク解^ス法^ノ師^ノ語^ニ乎^ト是^レ以^テ証^ス真^ノ記^ト
 云^フ下^ノ小^ノ乘^ノ七^ノ衆^ノ乃^チ至^リ竜^ノ鬼^ノ皆^レ受^ル此^ノ戒^ニ為^ス中^ノ菩^薩衆^ト況^シ於^テ此^ノ中^ニ比^丘比^丘尼^者心^ニ小^ノ乘^ノ比^丘比^丘尼^乎所^以者^何賢^首疏^云弁^ニ戒^機差^別有^ニ二^十衆^ニ此^ノ當^レ受^ル機^類已^レ受^ル大^戒之^人更^ニ受^ル何^ノ戒^ニ若^シ重^受者^既不^レ失^戒何^ノ意^更受^明矣^未受^大戒^小乘^比丘^比丘^尼也^然於^テ次^下未^レ赴^鹿園^等難^ニ至^レ彼^當決^如顯^戒論^及顯^揚大^戒論^大異^ニ吾^子所^談恐^レ繁^不出^陀照^知焉^ヲ

明^ニ梵^網所^被之^人唯^ニ為^ス菩^薩不^レ為^ス二^乘膳^レ知^梵網^為直^往菩^薩說^レ之^不下^為二^乘說^之雖^レ然^若有^ニ二^乘回^心向^大欲^レ受^ニ仏^戒亦^レ得^レ受^レ之^既得^レ受^ニ仏^性戒^則應^レ為^ス菩^薩衆^一故^云一^切有^心者^皆應^レ攝^仏戒^又說^ニ若^シ受^ニ仏^戒者^國王^子等^者此^明戒^機差^別有^ニ二^十種^然此^經文^通當^會人^与未^來衆^此中^言比^丘比^丘尼^者若^約當^會解^レ之^心是^大乘^出家^僧尼^也若^約未^來解^レ之^心通^ニ小^乘出^家也^吁無^名子^未識^下梵^網偏^為大^士說^レ之^不為^二乘^說之^又釈^比丘^比丘^尼偏^為二^乘僧^是者^豈非^謬之^甚耶

④では、直往菩薩は頓悟、迂回菩薩は漸悟。『梵網經』は直往菩薩を説き、『菩薩善戒經』は迂回菩薩を説く。それに対し、諦忍は『梵網經』に頓悟菩薩を説くことは詳らかでないという。俊鳳は、諦忍は『梵網經』が直往菩薩のためには、直往菩薩を説くことを知らない。そして『天台戒疏』、『華嚴經』を引用して答えている。諦忍は、『梵網經』が偏えに大士のために説いて二乗のために説かないことを知らない。比丘、比丘尼は二乗僧であるという。

順^④の
序

『略述大乘戒義』

大小兼行寺。應レ有ニ二種。一者頓悟菩薩所レ住。謂頓悟菩薩。既得ニ不退。欲レ化ニ二乘。兼ニ行大小。所レ住寺也。若ハ先大後小之人。若先小後大之人。亦應レ有レ住ニ此寺也。二者漸悟菩薩所レ住。謂漸悟菩薩。先受ニ小戒。後発ニ大心。以ニ声聞戒。為ニ律儀戒。

3

『円戒琢磨決』

問此中言ニ先大後小。人者捨レ大受レ小之人。乎將大小兼受之人。乎若言レ捨レ大則但是小戒宜レ住ニ一向小乘寺也。若言ニ兼行ニ与ニ頓悟久修業菩薩有ニ何別ニ乎。又言ニ先小後大人。者亦捨レ小受レ大之人。乎將大小兼学之人。乎若言レ捨レ小則但是大戒。應レ在ニ一向大乘寺。若言ニ兼学ニ則全是漸悟。奚以爲ニ頓悟。耶設救云ニ此是別円頓大異ニ彼藏通漸大ニ亦復不レ爾何。者至レ下自解ニ先小後大ニ言ニ先受ニ声聞戒ニ後受ニ菩薩戒ニ者即時転ニ捨声聞戒ニ而転ニ得菩薩無尽戒ニ若不レ然違ニ反仏説ニ等上故如何

『大戒増暉篇』

答云菩薩大戒但有ニ受法ニ而無ニ捨法ニ豈有ニ捨レ大受レ小之人ニ然今問云ニ捨大受小之人乎。又云ニ若言レ捨レ大則但是小戒ニ者此由レ不能レ解ニ荆溪釈義ニ也言ニ先大説小ニ者先受レ大時既得ニ無尽戒ニ後雖レ受レ小聲聞戒ニ復発ニ也雖レ然発ニ得身口人ニ清淨ニ防ニ非律儀ニ号ニ之先大後小兼行之若入ニ円十信ニ者即是旧業菩薩也又問難云ニ捨レ小受レ大之人乎。又云ニ若言レ捨レ小則俱是大戒者此亦不レ尔先小後大一切転為ニ無尽戒ニ雖レ然猶有ニ身口清淨律儀ニ号ニ之先小後大兼行之人ニ先大後小不レ論可レ知先小後大雖レ似ニ漸悟ニ為ニ頓悟人ニ之所ニ引化ニ即受ニ頓悟菩薩淨戒ニ故云ニ先大後小先小後大亦應レ有レ住ニ此寺ニ也

略には、大小乗戒兼行の寺に二種ある。一は頓悟菩薩の住する所、二は漸悟菩薩で、先に小乗戒を受けて後に大心を発し、小乗戒をもって律儀戒としている。それに対し諦

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争 (上) (川口)

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争 (上) (川口)

いえば頓悟菩薩と別なのか。また、先小後大の人は小乗戒を捨てて大乘戒を受ける人か大小兼学の人か。もし、小乗戒を捨てるというならば、大乘戒で大乘寺に住する。もし、兼学といえば漸悟で、どうして頓悟となるか。先に声聞戒を受けて後に菩薩戒を受けるとは、即時に声聞の戒体を捨てて菩薩無尽の戒体を得る。それでなかったならば、仏説に違反するという。俊鳳は、菩薩戒はただ受法にあつて、後大の人が寺に住するという。

④ 順序	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大乘增暉篇』
4	<p>出家剃染。受菩薩沙弥十戒。名之菩薩沙弥。如法華說爾時十六王子。皆以童子。出家而為沙弥。是也。</p>	<p>問法華中不說剃染又不說受菩薩沙弥十戒。故非的証。</p>	<p>答云法華之中云出家為沙弥者此示出家剃染受沙弥戒也。若雖出家不能剃染。則不可授沙弥戒。若不剃染受沙弥戒。則不可稱為沙弥。然王子剃染受沙弥戒。故云出家而為沙弥也。天台戒疏云經說出家菩薩云是十戒具戒亦由出家之語含剃染之義。若不爾者如何得十戒具戒。耶今應例知焉。</p>

略には、出家剃染して菩薩沙弥の十戒を受ける。これを華經に剃染といわない。また、菩薩沙弥の十戒を受ける菩薩沙弥と名づける。『法華經』に説くという。諦忍は『法華經』に説かないと反論した。それに対し、俊鳳は『法華

『經』の出家して沙弥となるとは、出家剃染して沙弥戒を受 けなかつたならば、沙弥とはいえない。『天台戒疏』に出
けることを示す。もし、出家といえども剃染しなかつたな 家菩薩を釈して十戒具戒というが、出家の語には剃染の意
らば、沙弥戒を授けることができない。もし、沙弥戒を受 味も含まれているという。

④の順序	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
<p>或問。剃髮染衣。非ニ独菩薩法。是レ三乘共相也。然今為ニ之独菩薩法。者。未審有ニ誠抑否。答出家剃染。何必。為ニ声聞法。一。豈不見梵網經云。若仏子。初始出家。未レ有ニ所解。乃至而不ニ來諮ニ受法師。第一義諦。者。犯ニ輕垢罪。又云。若仏子。信心出家。受ニ仏正戒。乃至若故毀ニ正戒。者。犯ニ輕垢罪。瓔珞經云。仏子。始行菩薩。初発心出家。欲レ紹ニ菩薩位。者。当ニ先受ニ正法戒。又云。教ニ化一人。出家。受ニ菩薩戒。者。是法師其福。勝レ造ニ八万四千塔。又梵網中。或説ニ出家菩薩。或説ニ菩薩比丘。菩薩僧。者。皆是単依ニ菩薩。不レ共ニ声聞。豈為ニ三乘共剃染之人。耶。加之。旧華嚴經第六云。除ニ剃鬚髮。当レ願衆生。断ニ除煩惱。究ニ竟寂滅。受ニ著袈裟。当レ願衆</p>	<p>問倩。案。所問意唯在ニ剃染。答意。大。同。正。在ニ出家。兼。及ニ剃染。故。拳。十一。証。中。除。華嚴及法華初文。与ニ勇王經。三。証。上。自。余。八。文。但是出家之証。而非ニ剃染之証。恐。似。不。達。問。意。然。如。頭。戒。論。中。文。有。準。繩。一。往。看。</p>	<p>答云。華嚴法華梵網瓔珞等。中。説。名。ニ。出。家。一。者。皆是剃染受ニ十具戒。人。也。是。故。以。ニ。出。家。ト。云。語。為。ニ。剃。染。之。証。豈。言。レ。不。レ。達。ニ。問。意。耶。今。問。所。引。經。中。説。名。ニ。出。家。一。者。有。下。不。ニ。剃。染。一。者。上。否。若。有。下。出。家。而。不。ニ。剃。染。一。者。上。則。應。ニ。速。出。ニ。其。誠。証。一。也。無。名。子。未。レ。識。レ。有。ニ。出。家。之。語。含。ニ。剃。染。義。一。医。説。難。レ。余。者。何。也。又。十。一。証。中。宝。積。經。文。云。下。不。レ。學。ニ。声。聞。戒。一。不。上。樂。宣。ニ。説。共。声。聞。乘。相。應。之。法。一。者。乃。是。執。小。者。之。大。黄。湯。也。是。以。無。名。子。如。レ。譬。如。レ。瘧。云。何。得。レ。贊。一。語。於。此。乎。</p>	

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争 (上) (川口)

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争 (上) (川口)

生。捨離三毒。心得歡喜。受出家法。當願衆生。如仏出家。開導一切。此經所說。唯被別円菩薩。則非是三乘共出家。剎染也。必矣。法華經第一云。文珠師利。我見諸王。往詣仏所。問無上道。便捨樂土宮殿臣妾。剃除鬚髮。而被法服。又云。是諸王子。聞父出家。得阿耨多羅三藐三菩提。悉捨王位。亦隨出家。發大乘意。諸法勇王經云。世尊。若有レ人發大乘之心。求一切智。剃除鬚髮。出家修道。寶積經第五十九云。復次舍利弗。菩薩成一法。令願不退。嚴淨仏利。何謂一法。是菩薩。應當樂學。不動如來。為菩薩時。本所修行。立弘誓願。我當所在生處。初生之時。若不出家。則為欺誑。十方諸仏。如是舍利弗。是諸菩薩。應隨順學。若仏出世。若不出世。一切生處。皆悉決定。捨家出家。何以故。而諸菩薩。最勝利益。所謂出家。至復次舍利弗菩薩成一法。令願不

退^{ナラ}。嚴^ス淨^ス仏刹^ヲ。何等^カ為^レ二。所謂^ル菩薩[。]
 不^レ樂^ハ聲聞^地。不^レ求^フ聲聞^乘。不^レ愛^下樂^セ
 說^フ聲聞^乘。不^レ親^セ近^セ聲聞^乘者[。]不^レ
 學^セ聲聞^戒。不^レ樂^テ宣^セ說^ス共聲聞^乘相應^ノ之[。]
 法[。]亦^不勸^テ他^ヲ行^フ聲聞^乘。於^モ緣覺[。]
 乘[。]亦^復如^シ是[。]唯^ニ為^レ二[。]勸^テ發^シ衆生[。]
 成^ニ就^シ。最^ニ上^ニ阿耨^多羅^三藐^三菩提[。]是^ニ名[。]
 為^レ二。今^ニ依^ル斯^等聖教[。]別^ニ曰^フ菩薩[。]不^レ共^ニ
 二乘[。]為^レ二無^上道[。]出家[。]剃^ス染[。]也[。]明^矣。
 又^{スル}按^ス。南山[。]羯磨^疏。夾^注本[。]之^五明^ニ出家[。]元^緣云[。]
 如^シ華嚴[。]舊[。]譯[。]第^六賢[。]首[。]菩薩^品。若^シ有^レ不^レ識^ニ出家[。]
 法[。]樂^ニ著^シ生^死。不^レ求^レ脫[。]是^ニ故[。]菩薩^捨國[。]
 財[。]為^レ之[。]出家[。]求^ニ寂^靜。五^欲所^レ縛[。]不^レ離[。]
 家[。]欲^レ令^ニ衆生[。]解^脱。故[。]以^テ此^文。証^ス
 衆生^無始[。]纏^ニ著[。]家^屬。無^レ思[。]解^脱。故[。]大[。]
 士^引出^ニ。於^世。是^ニ知[。]出家[。]剃^染法[。]原[。]
 出^ニ。於^大乘[。]焉[。]然[。]執^小者[。]反^テ謂^フ出家[。]剃[。]
 染[。]是^ニ聲聞^法。非^ニ獨[。]菩薩^法者[。]豈^ニ非[。]
 惑[。]之[。]甚[。]耶[。]

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争 (上) (川口)

④では、或る人の問に剃髮染衣は菩薩法のみでない。三乗すべてであるのに、どうして菩薩法のみというか疑問である。それに対し、出家剃染はどうして必ず声聞法とするか。『梵網經』『瓔珞經』などにいう。これによって、出家剃染法は大乗より出ているが、小乗に執著する者がかえって声聞法で、菩薩法のみではなく惑わされているという。諦忍は、問うた人の意は剃染にあるが、答は出家であって、そこから剃染に及んでいる。十一の文献の中、『華嚴經』『法華經』『諸法勇王經』を除いては出家の証明で、剃染の証ではない。問意に達していないという。それに対し俊

鳳は、『華嚴經』『法華經』『梵網經』『菩薩瓔珞經』などの中に、出家と名づける者はすべて剃染して十具足戒を受け人である。そのため、出家という語をもって剃染の証明としても良い。どうして問意に達してないというか。引用經典中に出家と名づけて剃染しない者があるか。出家して剃染しない者がいればその証明を出せ。諦忍は出家の語に剃染の意味を含んでいることを知らない。俊鳳は、自分を批判するとは何事かと強い口調で諦忍を批判しているのである。

(次号につづく)